



(株)パートナーズプロジェクト®

第488号 2026年2月1日発行

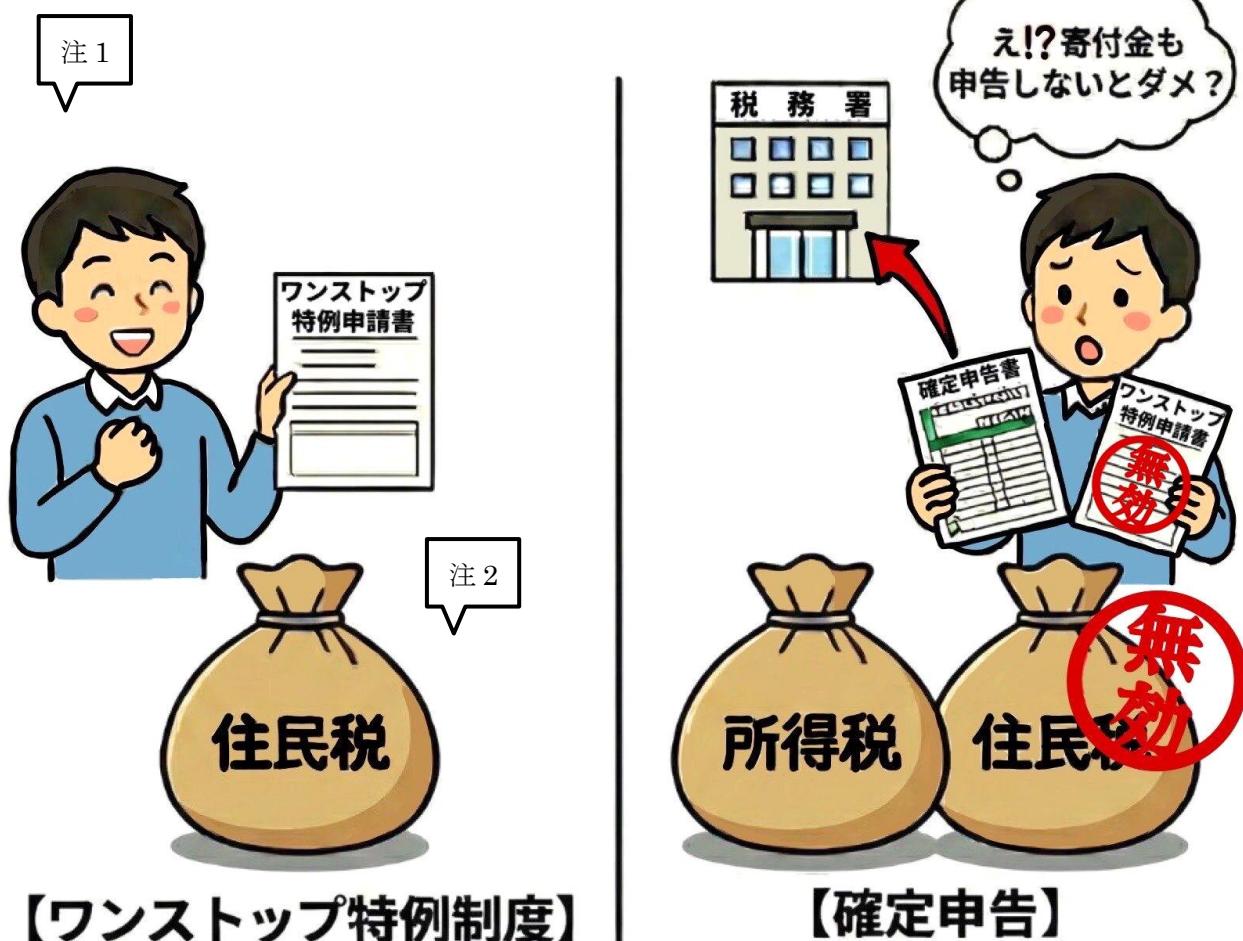
ワンポイント 通信

E-mail pro@3d-m.jp Web <https://www.3d-m.jp/>
TEL 0258-36-2685 FAX 0258-35-2820

次ページに マークについて、より詳しく見ることができます

<税務>

ふるさと納税の落とし穴！？



※内容のご質問等については、TEL 0258-36-2684 担当 中山・鷲尾 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

●無料セミナー●対面セミナー形式にて開催

令和8年2月27日(金) 時間:15:30~17:00 会場:パートナーズPLAZA

内容『取適法の改正への対応は万全ですか?』 講師:砂山法律事務所 砂山雅人先生

取適法の内容を確認し、契約交渉や決済の場面で適切な判断ができるように準備しましょう！

○「確定申告」が全てを上書きしてしまう！？

～ワンストップ特例利用者が注意すべき「落とし穴」～

「ふるさと納税はワンストップ特例で申請済みだから大丈夫」と思っていませんか？医療費控除や住宅ローン控除などで「確定申告」をする予定がある方は注意が必要です。

実は、確定申告を提出した時点に、それまで行ったワンストップ特例の申請はすべて「無かったこと（無効）」になってしまいます。

注1

💡 無効になる理由

税金の世界には、「確定申告が最も優先される意思表示」というルール（地方税法附則第7条第6項・第13項）があります。そのため、ワンストップ特例を申請しても提出した確定申告書にふるさと納税に関する記載がないと、自治体は「（申請があったけど）最終的には今年のふるさと納税は適用しないでほしいのか」と判断します。

✓ 無効にしないための対策

医療費控除などで確定申告をする際は、「ふるさと納税の分ももう一度申告書に書く」必要があります。自治体から送られてきた「寄附金受領証明書」の内容を記載して、確定申告書と一緒に税務署へ提出しましょう。

🔍 正しく控除されているか確認するには

ふるさと納税が正しく適用されているかは「住民税決定通知書」で確認することができます。毎年5~6月頃に会社や自治体から配布される通知書の摘要欄（備考欄）や税額控除欄に「寄附金税額控除」の記載があれば適正に控除されています。

通知書を見てもよく分からない、あるいは過去分含め手元にないという場合は、自治体へ直接問い合わせることで確認することもできます。

⚠ 知らずに無効になっていた人の対策

ワンストップ特例が適用されていると認識したまま、既に住民税を納付していた方でも、確定申告の期限から「5年以内」であれば、「更正の請求」という手続きを行うことで、後からさかのぼって控除を受けることができます。

注2

💰 控除の違い

- ・**ワンストップ特例**：翌年の住民税から全額まとめて控除されます。
- ・**確定申告**：所得税と住民税の2つに分かれて控除されます。

ワンストップ特例から確定申告に切り替えると、税金が控除される「ルート」が変わりますが、トータルの金額は変わりません（自己負担2,000円を除いた全額が控除されます）。